

大阪・関西万博きょうと推進委員会プロモーション及びHP等更新・保守管理業務仕様書

1 業務名

大阪・関西万博きょうと推進委員会プロモーション及びHP等更新・保守管理業務

2 業務の目的

大阪・関西万博を契機としたオール京都の取組を国内外へ広く発信し、府域への誘客と府全域のさらなる活性化につなげることを目的として、プロモーションの企画・実行及び大阪・関西万博きょうと推進委員会（以下、「推進委員会」）の公式ホームページである「EXPO KYOTO Official site (<https://expokyoto.jp/>)」（以下、「公式HP」）と公式SNSの更新及び保守管理を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 業務内容

本委託で実施する業務は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、令和6年度同業務の実績を踏まえ、推進委員会と十分に協議・調整をすること。

(1) 全体進捗管理業務等

会議を定期開催（頻度は両者協議のうえ決定）し、プロモーション企画やスケジュールの提案・更新、業務の進捗報告などを行うこと。

(2) プロモーション企画・実行业務

以下のプロモーション活動に係る発信する情報や時期、媒体、規模（エリア、数量（部数・回数など）費用などをまとめた企画書を作成し、推進委員会の承認を得たものについて実施すること。また、推進委員会事務局の行うメディア施策の支援を行うこと。

① 公式HPで発信する記事等の作成（12件以上）

- ・イベントの実施主体などへ取材し、記事を作成の上、HPへ掲載すること。なお、取材するイベントについては、EXPO KYOTO MEETINGを必須とするほかは、推進委員会が指定する。
- ・推進委員会が提供する資料に基づき、特集記事（ページ）を作成すること。

② 大阪・関西万博きょうと推進委員会の公式SNSアカウント等で発信する記事の作成、投稿（X・instagram・Facebookを想定。計360回程度）

記事の内容は、

- ・「EXPO KYOTO MEETING」、「大阪・関西万博きょうとアクションプラン」をはじめ公式HPに掲載されているイベント等
- ・万博会場の関西パビリオン京都ゾーン（以下、「京都ゾーン」）におけるウィーク毎のテーマ概要（随時）
- ・京都ゾーンにおける当該週及び次週の展示内容（毎週月曜日）

をもとに受託者が提案し、推進委員会において確認後、発信することを想定しており、一部、推進委員会において記事作成及び発信する場合がある。このため、公式SNSの記事タイトル及び内容、発信予定時期等を一覧にまとめ、常に両者が編集できる状態で推進委員会事務局と共有すること。

③ 国内外の旅行サイトへの記事掲載

- ・大手旅行サイト等に、「大阪・関西万博きょうとアクションプラン」に掲載されているイベント

情報や府内周遊ツアー等の情報を記事広告等で掲載すること。

④ 著名人を活用したプロモーション

・府内で開催する万博関連イベントに京都に縁のある著名人に出演いただき、イベントへの集客を図る。

※著名人を活用したプロモーション代については、概算として、2,500,000円を確保すること。なお、当初に概算で確保していた費用と実際に要した費用との間に差が生じた場合は清算を行う。

⑤ Web、SNS 広告の掲載

・国内外に向けて広告を出し、公式サイトへの誘導を促進する。また、府内周遊ツアー等と連携したプレゼントキャンペーンや、画像・映像を中心としたプロモーションを展開し、幅広いターゲットに向けて府内各地のイメージを発信する。

⑥ その他

・その他、必要に応じてペイドメディアを活用したプロモーションを提案・実施する。

なお、プロモーションの企画・実行に当たっては以下の点に留意すること。

● 「公式 HP」に情報を集約し、府域のイベント及び京都ゾーンでの取組の具体的発信による府域への誘客を図る。

● 京都府・京都市と調整の上、府市の広報コンテンツを活用することは可とする。（ただし、府市の都合により活用できない場合もあるため、これを前提とした企画としないこと。）

● 府内周遊ツアー等と連携したプレゼントキャンペーンや画像・映像を中心としたプロモーションも適宜、検討し、幅広いターゲットに向けて府内各地のイメージを発信すること。

● 4月から10月にかけて、京都ゾーンに設置するサイネージ、京都駅に設置する情報発信拠点及び魅力発信ブースを活用した府域への誘客を別途行うこととしており、これらの取組との連携を図ること。

※京都ゾーンのサイネージは、公式 HP の画面から府域のイベント情報にアクセスできる機能を有するものとする予定

※京都駅の情報発信拠点及び魅力発信ブースの概要は以下のページを参照

<https://www.pref.kyoto.jp/kikaku/news/documents/siyousho-1.pdf>

● 大阪・関西万博を契機とした京都府内周遊促進業務のほか、推進委員会が委託する各事業の受託者と適宜調整・連携を図ること。

(3) 公式 HP 更新・保守管理業務

具体的な業務内容は以下の通り。

① プロモーションや取組の状況に応じた新規ページの作成及びレイアウトの切り替え。

② 京都ゾーンの展示終了後にアーカイブを掲載する。なお、アーカイブ化は「大阪・関西万博における京都ブース企画・運營業務」の受託者において実施する。

③ 必要に応じて、公式 HP に使用するイラストなどのデザインを作成。

④ 公式 HP 内の表示状況等に不具合が生じていないか確認し、不具合が認められた場合は直ちに不具合箇所を修正する。

⑤ 運用に関する問い合わせや障害時の対応について、問い合わせ窓口を設置し、電話やメール等で対応する。

⑥ 更新作業などに関する推進委員会事務局からの問い合わせ対応及びサポートを行う。

⑦ 全てのページの英訳作業。

(4) 分析提案業務

公式 HP 及び公式 HP に掲載の SNS 媒体に応じた指標（インプレッション数、いいね数、リーチ数、フォロワー数、コメント数、視聴回数などに）に関するデータ分析を行い、現状の課題を可視

化し、レポートとして提出（月 1 回）するとともに、公式 HP の PV 数及び公式 SNS のリーチ数、フォロワー数など数値改善に向けた提案を行う。

(5) 業務報告

プロモーションの実施状況、公式 HP の更新状況、その他推進委員会から依頼した作業の進捗、予算管理等について、月 1 回程度レポート形式で報告すること。

5 情報セキュリティ対策等に関する内容

(1) ウェブサイトの更新及び SNS の分析に当たっては、「京都府情報セキュリティ基本方針」及び「同対策基準」（必要な場合は京都府総合政策環境部万博・地域交流課の窓口で手交する。）を遵守するとともに、上記対策基準に基づき以下の事項について遵守すること。

ア 業務上知り得た情報の守秘義務

イ 推進委員会から提供された情報の目的外利用及び委託先以外の者への提供の禁止

ウ 推進委員会から提供された情報の返還及び廃棄義務

エ 委託事業者の責任者及び業務に携わる社員の名簿の提出

オ 基本方針及び対策基準が遵守されなかった場合の損害賠償等の規定

カ 推進委員会の監査を受ける義務

(2) 本システムで公開する全てのページについて、SSL/TLS により暗号化すること。

なお、暗号化に必要なサーバー証明書については、受託者で準備するものとし、費用は本委託に含むものとする。

(3) 操作履歴（いつ、誰が、どのような操作を行ったかが分かる記録や情報システムの処理状況の記録など）や閲覧履歴等のログを取得できること。また、取得したログは 1 年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

(4) 定期的にシステム及びデータのバックアップを取得し、システム及びデータの復旧が可能であること。また、障害発生時等に、速やかにシステム及びデータを復旧できるよう機能を設計するとともに、復旧手順等を備えること。

(5) コンピューターウイルス対策として、情報システムを構成するサーバー、パソコン、モバイル端末等に不正プログラム対策ソフトウェアを導入するとともに、定義ファイルを適切に更新すること。

(6) 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。また、OS やソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。

(7) ウェブサイトは、個人情報を取り扱う可能性があるため、パブリッククラウド（インターネット等を経由して各種サービスを提供するもの）を用いる場合は、以下を遵守すること。

ア サーバーは、耐災害性を備えた国内のデータセンターに設置し、ID カードによる入退室管理等を実施すること。

イ ユーザーごとに設定された ID 及びパスワードによる認証を行い、個人情報を取得する者のパスワードには一定の有効期間を設けること。

- ウ 24時間365日の運用監視を実施すること。
- エ システムは、インターネットに接続する公開サーバーと、接続しない非公開サーバーにより構成し、個人情報等の非公開情報は非公開サーバーにおいて管理する※こと。また、管理者画面を含め、推進委員会が指定する端末以外からは非公開情報には一切アクセス（閲覧も含む）できないように制限すること。
※ 非公開サーバーへのアクセス制限については、使用する端末に電子証明書を格納し、クライアント認証を行うような方法を想定している。
- オ 推進委員会が所有するデータは、独立したデータ構造（物理的な分離もしくは論理的な分離）とし、他の利用者から遮断されアクセスできないようにすること。

(8) ホームページの更新を行う際には著作権法、京都府個人情報保護条例その他各種法令等を遵守すること。WEBアクセシビリティについては、「京都府ウェブアクセシビリティガイドライン」（必要な場合は京都府総合政策環境部万博・地域交流課の窓口で手交する。）を遵守し、上記ガイドラインに規定がない事項については、JIS規格「情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス 第3部:ウェブコンテンツ JIS X 8341-3」等の規定を参照し、アクセシビリティの確保に努めなければならない。

6 業務完了報告

業務完了後は、直ちに業務完了報告書を経費内訳や詳細資料を添えて紙媒体及び電子データで提出すること。

7 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

9 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。